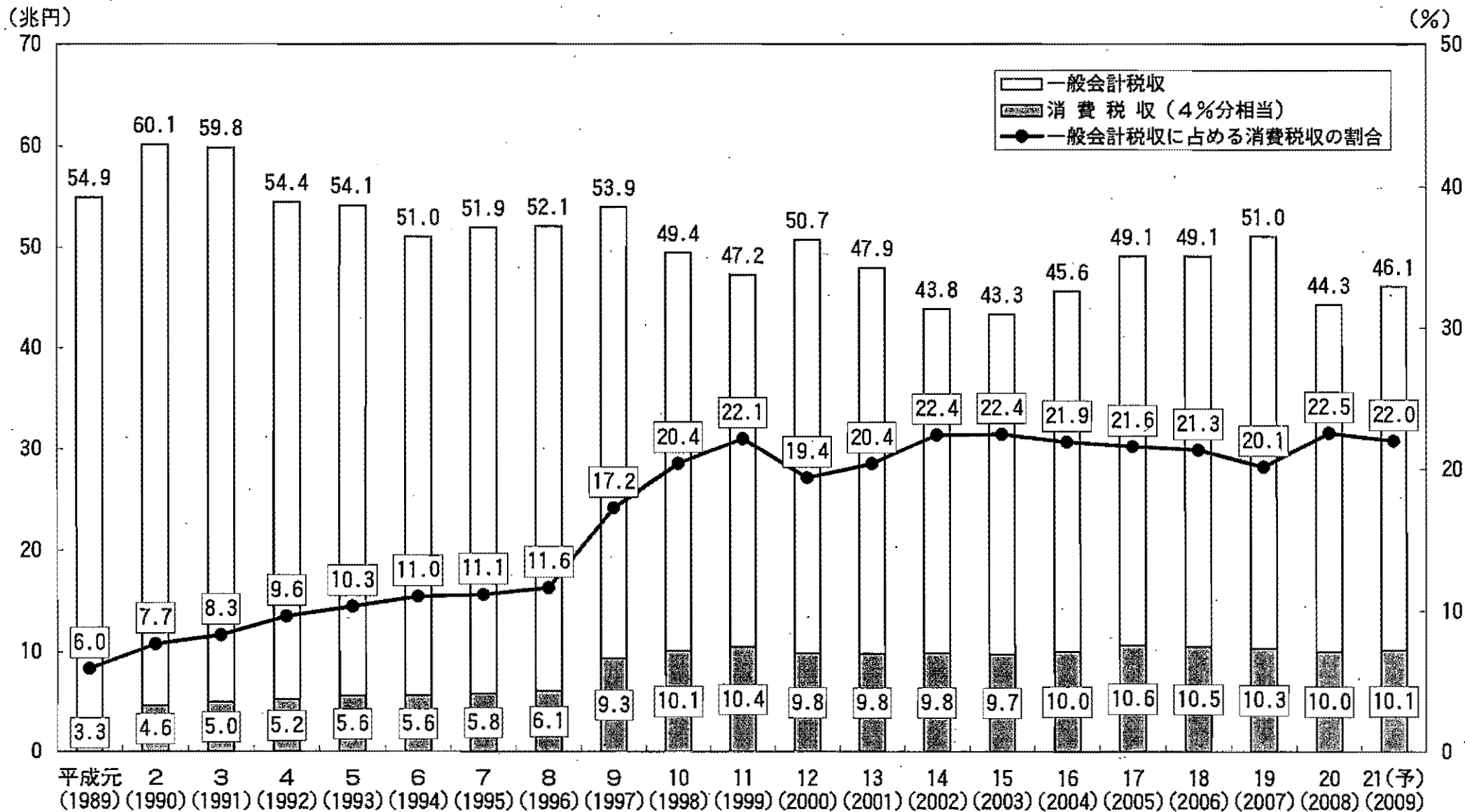


【消費税】

国の一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移

国の消費税収が一般会計税収に占める割合は約2割で安定的に推移。



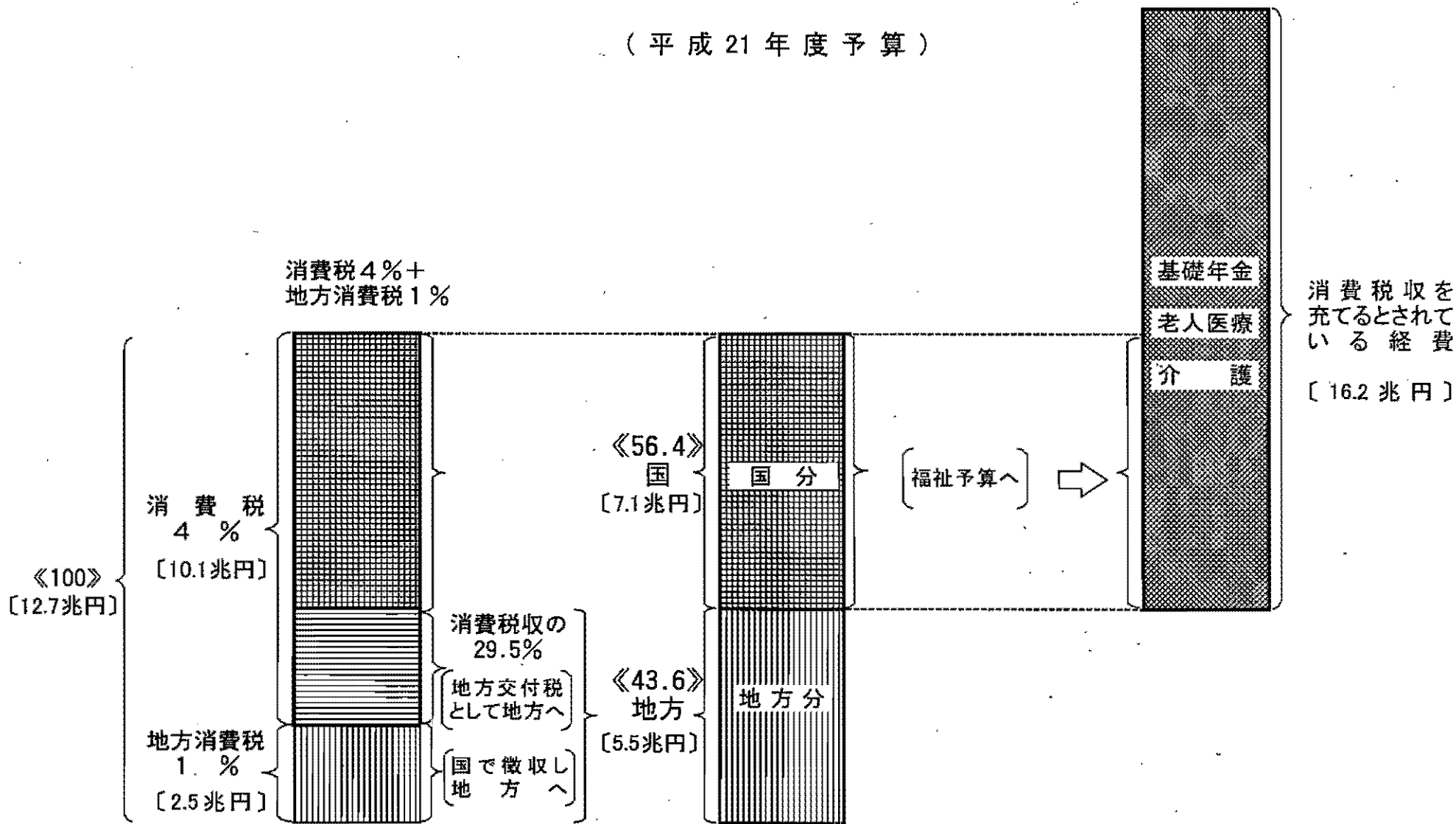
(注) 国の一般会計税収及び消費税収については、20年度までは決算額、21年度は予算額による。

(年度)

消費税の使途

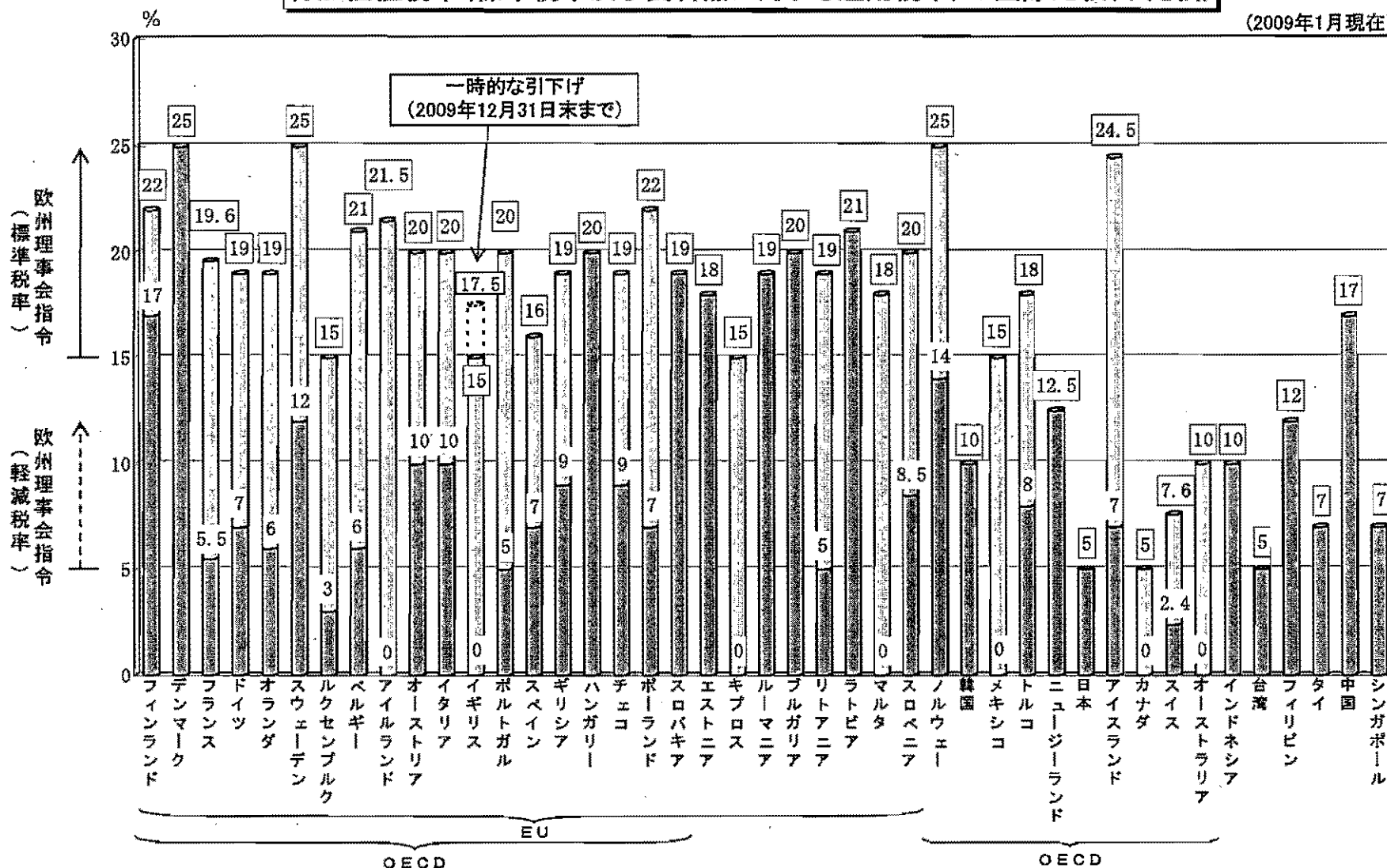
○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成21年度予算)



付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2009年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. イギリスにおいては、2008年12月から2009年12月までの間の時限措置として、標準税率は従来の17.5%から15%に引き下げられている。
 3. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州 8%)
 4. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市 8.375%)
 5. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
 6. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。